



T&Dフィナンシャル生命

平成13年12月25日

介護する立場、介護される立場、両方に役立つ備え

「介護保障特約Ⅱ型」の発売について

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長 水山 修）では、平成13年12月26日より、「介護保障特約Ⅱ型」を発売いたします。

比較的軽度の要介護状態や、公的介護保険の支払対象とならない要介護状態・年齢層でも、所定の支払事由に該当した場合、特約介護保険金をお支払いする商品で、つぎのような特長があります。

T&Dフィナンシャル生命の「介護保障特約Ⅱ型」の5つの特長

1. 比較的軽度の要介護状態も保障
 - ・ 公的介護保険制度の要介護度3以上を概ねカバーすることができ、要介護度2以下であっても、ケースによっては給付対象に該当することがあります。
2. 年齢および介護の原因を問いません
 - ・ 年齢を問わず、交通事故やスポーツ中の事故を原因とする要介護状態でも保障します。
3. 介護の初期費用をカバー
 - ・ 特約介護保険金により自宅改修費用等の初期費用を補完することができます。
4. 毎年の介護費用をサポート
 - ・ 特約介護保険金を年金で受け取ることもでき、毎年の介護費用に備えることができます。
5. 死亡・高度障害保障にも対応
 - ・ 被保険者が死亡し、または高度障害状態に該当した場合、特約介護保険金額と同額の死亡・高度障害保障があります。

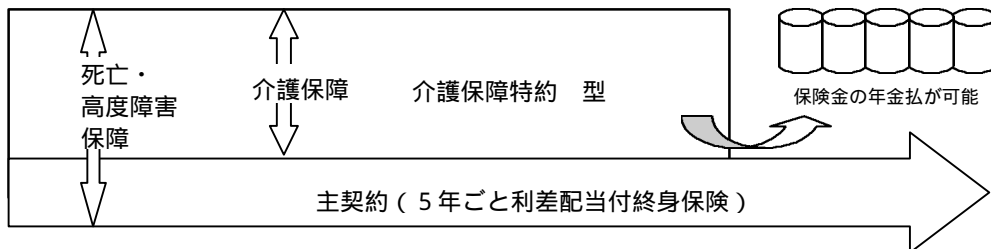
1. 発売の背景と趣旨

高齢化社会の急速な進展、寝たきり・痴ほうの高齢者の増加および平成12年4月より公的介護保険制度の導入により、介護に関する国民の関心が高まる傾向にあります。

このような状況に対応するため、当社では、「介護保障特約 型」を発売し、高まりつつあるお客さまの介護ニーズにお応えします。

2. 商品内容

仕組み図



特約介護保険金は、一時金または年金のいずれかの受取方法からご選択いただけます。

給付内容

名称	支払事由	お支払する 保険金・給付金	受取人
特約介護保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に、所定の要介護状態に該当し、その状態が継続して180日あると医師により診断確定されたとき	特約介護保険金額	被保険者
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態となったとき	特約高度障害給付金額	主契約の高度障害給付金の受取人
特約保険料の払込免除	被保険者がこの特約の保険期間中に不慮の事故によって所定の身体障害状態となったとき	-	-

特約死亡保険金額と特約高度障害給付金額は、特約介護保険金額と同額です。
特約介護保険金、特約死亡保険金および特約高度障害給付金は重複して支払われません。
「要介護状態」とは、つぎのいずれかに該当した場合をいいます。

要介護状態	1. 下記項目a～eのうち1項目が全部介助の状態に該当し、かつ、他の1項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき 2. 下記項目a～eのうち3項目が一部介助の状態に該当したとき 3. 器質性痴呆、かつ、意識障害のない状態において見当識障害がある（時間・場所・人物の認識ができない）と診断確定されたとき
-------	---

a. 歩行 b. 衣服の着脱 c. 入浴 d. 食物の摂取 e. 排泄および排泄後の後始末

3. 取扱内容

この特約の加入年齢

18歳～70歳（この特約の保険期間により異なります）

特約介護保険金額の制限

100万円～8,000万円（10万円単位）

（契約年齢等により、最高限度は異なります）

この特約の保険期間

（1）付加対象となる契約が全期型の場合

55・60・65・70・80歳満期

（2）付加対象となる契約が更新型の場合

10年満期（主契約の保険料払込期間まで更新可能）

付加対象となる契約

（1）パーフェクトロード（5年ごと利差配当付終身保険）

（2）パーフェクトツイン

（5年ごと利差配当付終身保険＋5年ごと利差配当付特定疾病保障定期（終身）保険）

上記の商品に新契約でご加入いただいた場合、「5年ごと利差配当付終身保険」部分に付加することができます。

4. 口座振替月払保険料例

（高額割引制度適用、特約介護保険金額100万円あたり、単位：円）

年齢	男 性		女 性	
	10年満期 （更新型に付加）	65歳満期 （全期型に付加）	10年満期 （更新型に付加）	65歳満期 （全期型に付加）
30歳	234	413	196	288
40歳	382	549	290	368
50歳	792	977	498	582

以 上